



**特定健診に関するアンケートにご協力ありがとうございました**  
 1421人のかたにご回答いただきました。  
 「特定健診未受診の理由として、「現在治療中だから」との意見が約4割を占めていました。特定健診の受診と、医療機関へ掛かることは別のことです。特定健診は、生活習慣病を早期に見、予防することを目的としています。病気が発症、悪化する前に特定健診を受診し、早期に解決しましょう。」

市民課 (☎88-8102)

**国保 知ってもらいたい 保険税と給付額の関係**  
 国民健康保険税については、「医療分」「支援分」「介護分」の3つの区分で、皆様に納めていただいています。そのうち、「医療分」とは、医療費の給付額を補うために算定しています。つまり、  
**国保加入者全員の保険税**  
 = **1年間の保険給付額**  
 となるのが理想です。  
 ※ここでいう保険給付額とは、被保険者が病院で療養を受けた時に、負担

割合に応じて支払った残りの額のことです。3割負担のかたは、残りの7割を保険者が負担しています。  
 保険税については、過去数年の医療費から当年の保険給付額を見込み算出して、保険税率を決定しています。グラフにあるとおり、過去5年間の推移を見ると、受診件数、保険者負担額ともに右肩上がりとなっています。つまり、「保険給付額が増える」と、  
**「保険税の増加もやむを得ない」**  
 状況です。多受診・頻回受診は控えましょう。

### 高額医療・高額介護合算療養費の手続き

平成20年4月から、平成21年7月までの16か月の間に、後期高齢者医療に加入しているかたが、後期高齢者医療と介護保険サービスの両方を利用して自己負担金を支払った場合、その合計額が基準額を超えたときに超えた分が支給されます。

現在、この高額合算療養費の払い戻しとなるかたには、福井県後期高齢者医療広域連合から、手続きのお知らせを送付しています。

お知らせが届いていないかたも、世帯で後期高齢者医療と介護サービスの両方を受けたというかたは、市民課までお問い合わせください。申請の手続きをすることで、払い戻しが受けられるかどうか調べることができます。

申請場所▶市民課 高齢者医療グループ

申請に必要なもの▶

- ①振込口座の通帳
- ②印鑑(認め印可)
- ③後期高齢者医療、介護保険の被保険者証

市民課 (☎88-8102)

### 試算例

自己負担が1割の世帯の場合、16か月間で

#### 介護を受けた分

おじいちゃんが、介護サービスを利用して、  
 毎月37,200円×16か月  
 =595,200円  
 を支払った。

#### 医療を受けた分

おばあちゃんが、病院に入院して、  
 毎月44,400円×16か月  
 =710,400円  
 を支払った。

つまり、世帯(2人)で、  
 1,305,600円 を支払った。

この場合、申請することにより、基準額(75万円)を超えた555,600円(1,305,600円-750,000円)が払い戻されることになります。

※基準額は、世帯の収入によって変わります

(参考) 介護分37,200円は、1割負担(一般)世帯のかたが、介護サービスを受けた場合の1か月の上限額です。医療分44,400円は、1割負担(一般)世帯のかたが、医療を受けた場合の1か月の上限額です。

## 勝山市公式ホームページをリニューアル より見やすく、より使いやすく

<http://www.city.katsuyama.fukui.jp>

3月1日から市の公式ホームページをリニューアルしました。市民のかたはもちろん、市外から勝山に行きたいと考えているかたにも、勝山の魅力を感じていただけるような内容となっています。

主な改正点は、

- トップ画面を簡素化し、見やすくまとめました
- 必要な情報を7つの目的に分け、検索しやすくしました
- 暮らしのなかで必要となる手続きを、7つの項目にまとめました
- 観光情報だけをまとめた、観光ホームページを開設しました
- イベントの結果などを発信するブログ(日記)を開設しました
- パナー広告を募集します



勝山市公式ホームページのトップ画面

秘書・広報課 (☎88-1114)



観光ポータル画面



ブログかつやま画面

### 冊子「歴史の散歩道」発売

広報かつやまの裏表紙で連載が続いている「歴史の散歩道」が、連載100回を超え、好評を得ていることから、冊子化して販売します。

勝山の歴史を紐解く一助として、お手元に1冊いかがでしょうか。

価格▼700円

販売場所▼秘書・広報課 広報広聴グループ、市内各公民館

購入方法▼代金引換となります  
 規格▼A5版横、100ページ、白黒印刷

その他▼郵送をご希望の場合は左記までご連絡ください。(郵送料は別途かかります)



冊子「歴史の散歩道」

秘書・広報課

(☎88-1114)